

(目的)

第1条 本基本方針は、春光台公園内における記念碑等の設置について基本的な方針を定め、春光台公園の自然環境の保全と活用を両立し、適正な管理を行うことを目的とする。

【趣旨】春光台公園は、本市の自然共生アクションプランや緑の基本計画の中で、「嵐山から突哨山へと連続する丘陵地として保全し、野鳥や小動物などの生息空間を確保する場」とされている。また、市民が自然と親しめるように環境整備を行うなど、「自然生態系の保全と活用のバランスを保ちながら両立させて行く場」と位置付けられている。

このため、記念碑等については、都市公園法施行令第5条第5項に定める教養施設に該当し、都市公園内に設置可能な施設であるが、春光台公園については、春光台公園基本計画（平成14年12月策定、以下「基本計画」という。）において、「現在残された身近で貴重な自然環境を最大限保全することを基本とする。」とあり、記念碑等の設置については、自然環境の保全に配慮した一定の方針が必要であることから、本基本方針を定めるものである。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 記念碑等 石材、金属その他材質（化学物質は除く。）のものに、文字、絵等を描いたもの、又はこれらの材質のものを造形した彫刻などの工作物とし、歴史・社会又は、文化・芸術を永久に記念するために造られたものをいう。

(2) 申請者 記念碑等を設置する個人又は団体等をいう。

【趣旨】用語の定義を行うものである。

(自然環境 保全エリア)

第3条 春光台公園内の道道旭川幌加内線から北側エリア及び南側エリア内の南側自然散策エリアについては、自然環境保全エリア（別紙図面参照）とし、記念碑等を原則設置してはならない。

【趣旨】基本設計にある北側エリアについては、ミズバショウや湿生植物などの貴重な植物の群落があり、デリケートな条件のもとに生育していることが予想される。また、南側エリアの南側自然散策エリアについても貴重な草花などがあるため、この2つのエリアについては、自然環境の手を加えないことを基本とすることから、記念碑等について原則設置を禁止するものである。

(自然環境 利活用エリア)

第4条 春光台公園内の道道旭川幌加内線から南側のエリアの一部を、自然環境利活用エリア（別紙図面参照）とし、各号に定める条件を満たした場合において記念碑等の設置を認めるものとする。

(1) 設置場所は、市民が身近に親しんでもらえるよう、将来的な視点で考え自然と融合し回遊できる場所とすること。

(2) 設置にあたっては、周辺の景観及び自然環境の保全に配慮するとともに、市、申請者、これにかかわる市民と共同で協議し決定する。

【趣旨】春光台公園は総合公園であり、自然環境の保全とともに活用も公園の役割の一つであることから、自然度の低い場所（基本計画にあるレクリエーションエリアや子供の冒険エリア）に限定し、自然環境に配慮することを条件に、記念碑等の設置を認めるものとするが、設置する記念碑等は、周辺の景観や自然環境と調和できる大きさや形状とし、また、設置場所については、自然環境の連続性や特性について考慮するなど慎重に検討することとし、市、申請者、これにかかわる市民と共同で協議し決定することとする。

附則

この基本方針は、平成26年1月27日から施行する。

「春光台公園における記念碑等の設置についての基本方針」

平成26年1月

